

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会
ボランティアグループ登録要項

◇趣 旨

この要項は社会福祉法人泉佐野市社会福祉協議会ボランティアセンターにおけるボランティアグループの登録について、必要な事項を定める。

◇目 的

ボランティアセンターは、社会福祉協議会が認めた福祉活動を行うボランティアグループの登録をおこなう事により、地域福祉の向上を図るとともに、市内のボランティア活動の推進を図ることを目的とする。

◇登録手続き

ボランティアセンターに登録を希望するボランティアグループは、次の書類を提出するものとする。なお、申込みは来所を原則とする。

- ①ボランティアグループ登録カード
- ②グループの会則
- ③グループの会員名簿
- ④グループの活動実績のわかる資料

◇登録の要件

ボランティアグループは登録を申込み際、原則的に次の要件を満たしている必要がある。

- ① 社会福祉協議会が育成した団体及び、社会福祉協議会が認めた福祉活動を3年以上おこなった実績のある団体であること。また、新規団体の設立に関して社会福祉協議会による助言及び、支援を受けること。
- ② 主に泉佐野市内を拠点に活動するグループであること
- ③ グループ活動の趣旨、目的及び活動が自発性をもっており、主体的に活動をおこなっていること
- ④ グループの活動内容が自助活動でないこと
- ⑤ 営利を目的とした活動及び有償の活動ではないこと。ただし、材料費等の実費については有償の範囲としない。
- ⑥ 活動そのものが、政治的・宗教的でないこと
- ⑦ おおむね5名以上の会員を有し、代表者を決めていること
- ⑧ 市内においてボランティアの要請があれば応じ、入会を希望する人は入会させること
- ⑨ その他社会通念上ボランティア活動と認められるものであること

◇登録の審査

前項の要件を満たし、ボランティアセンターに登録申込があった場合は、ボランティアセンター運営委員会において審議のうえ登録を認めるものとする。

◇登録の期間及び更新

登録の期間は年度単位とする。なお登録の更新は次の書類の提出をもって行なうこととする。

- ① ボランティアグループ登録カード
- ② グループの活動報告書
- ③ グループの活動計画書
- ④ グループの会員名簿

◇登録グループに対する支援内容

ボランティアセンターは登録したグループに対し、次の支援を行なう。

- ① 福祉センター会議室の利用(無料)
月～土曜日 午前9時～午後12時、午後1時～午後5時
午後5時～午後8時30分〔祝日・年末年始を除く〕
- ② シャッピーハウス会議スペースの利用(無料)
火～金曜日 午前10時～午後3時30分〔祝日・年末年始を除く〕
・午前10時～午後12時
・午後1時～午後3時30分
- ③ ボランティア活動関係資材の貸出
- ④ 情報の提供
- ⑤ コピー機利用の減免
- ⑤ その他

◇ボランティアセンターからの依頼

ボランティアセンターは登録したグループに対し、次に掲げる事項を依頼することがある。

- ① ボランティアセンターで行なうコーディネートに基づく活動依頼
- ② ボランティアセンターで開催する行事等への参加
- ③ その他

◇登録の取り直し

登録グループは登録を取り消す場合、センターに届出をしなければならない。また、次の場合はグループからの届出に関わらずセンターにおいて協議のうえ登録を取り消すことができる。

- ① 登録要件に満たないことが確認された場合
- ② 登録更新時に必要書類が提出されない場合
- ③ その他

附則

この要項は平成18年4月1日より施行する。

この要項は平成26年4月1日より一部改正のうえ施行する。

この要項は平成26年6月20日より一部改正のうえ施行する。

この要項は平成27年4月1日より一部改正のうえ施行する。

この要項は平成31年4月1日より一部改正のうえ施行する。

この要項は令和6年6月20日より一部改正のうえ施行する。